

保護司活動の現状と これからの保護司



豊島区保護司会 会長
山元 俊一



報告内容

1. 豊島区保護司会活動の現状
2. これからの保護司について

1. 豊島区保護司会活動の現状

別紙 「未来へつなぐ」を参照のこと

今後の保護司会の会務運営について①

- 慈愛の精神に基づく更生保護は、昭和24年に「官民協働」を旨とする近代的制度として確立しました。豊島区保護司会は、昭和28年に創設されて以来、おかげさまで70周年を迎えることができました。
- この70年を振り返ると、豊島区保護司会は、誠実に更生保護の精神を実践の場で活かしてきたと思います。「官民協働」は、豊島区保護司会が単独でなし得るものではありませんでした。
- 東京保護観察所をはじめとして、豊島区、関連更生保護団体等さまざまな協働のもと70年の歴史の中で醸成されて培われてきたものであります。このような組織を作り上げた先達の偉大さに敬意を表したいと思います。

今後の保護司会の会務運営について②

- 近年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、会務運営につきましても、感染状況を見極めながら、周囲の状況を確認しつつ進めていくという難しい判断を迫られました。何よりも、この間の人間関係の「絆」がどうしても稀有になっていったように思います。現状は、コロナウィルスが第5類に移行したことに伴い、政府の方針を斟酌しつつ、日常生活を取り戻しながら会務運営を行って慎重に前に進めているところです。

今後の保護司会の会務運営について③

- このように、制限された状況ではありますが、次の80周年・90周年・100周年に向けての「礎」となるように活動していきたいと思えます。「礎」というのは、決して現状に甘んじているということではありません。更生保護に情熱を奉げた先達の思いを受けて、時代に即した保護司会を築き上げ、次の世代に引き継いでいくということが我々の役目です。そのようにしていくためには、まず、更生保護の原点に立ち返ったうえで、保護司会の活動を活性化して、その時々的情勢を見極めていく必要があります。

今後の保護司会の会務運営について④

- そして、豊島区保護司会全体が、更生保護の理念を共有して、同じベクトルを目指して進んでいくことが肝要であります。また、日頃の会務や保護司会を明るく・楽しく・朗らかに運営できるような仕組み作りも大切です。例えば、ICTなどを活用して、有効な会務運営に役立てたり、日頃の研修活動を充実させていくことも、その方策の一つです。
- 明るく・楽しく・朗らかに会務運営をしていくために一番大切な事は、「心が通った保護司会」にしていくことだと思います。

2. これからの保護司について

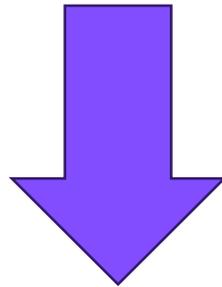
未来の保護司について考える

未来の保護司について考える①

- 保護司とは

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアである（全国保護司連盟ホームページより

<https://www.kouseihogonet.jp/hogo/hogoshi/about.html>）。



未来の保護司について考える②

- (1) 犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、
 -- → 犯罪予防・再犯防止
- (2) その立ち直りを -- → 更生・保護
- (3) 地域で支える -- → 地域性・地域資源？
 (地域住民、関係機関・団体、関係者)
 地域ネットワーク構築
- (4) 民間のボランティア -- → ボランティアについて明確な定義を行うことは難しいが、一般的には「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動と言われており、活動の性格として、「自主性（主体性）」、「社会性（連帯性）」、「無償性（無給性）」等があげられる（厚生労働省ホームページより https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/12/dl/s1203-5e_0001.pdf）。

未来の保護司について考える③

・保護司関係法令

更生保護法第32条（保護司）

保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。

保護司法第1条（保護司の使命）

保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

未来の保護司について考える④

- 保護司法第3条1項（推薦及び委嘱）
- 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、法務大臣が、委嘱する。
 - 一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
 - 二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
 - 三 生活が安定していること。
 - 四 健康で活動力を有すること。

未来の保護司について考える⑤

保護司会意見交換会・ブロック別保護司連絡協議会などで「保護司の将来像」について出た意見

* 保護司は素人でいい。

保護司は素人で良い、社会貢献の熱意があれば良いと思っている。

保護司に任命されたときに、観察所において基礎的な知識や心構えなどの研修をしていただき、保護司の原点、歴史をきちんと理解してもらえば良い。

保護司会においては、活動内容や他の保護司会等とのお付き合いの仕方などを教え、処遇についてはその次の段階で良いと考えている。

先日、対象者と話していたら「再犯しないことが恩返し」と言ってくれた。なんて素敵な言葉なのだろうと感じた。

未来の保護司について考える⑥

* 熱意について

- 大きく構えれば、日本、世界の中で冠たる保護司制度である。熱意をもってすれば保護司制度が未来永劫続くと考えている。
ただし、このことを先輩方から継承していくことが必要。ここにいる出席者全員で熱意をもってやっていきたいと思う。
- 「職務の遂行に必要な熱意及び時間を有すること」という「熱意」は、英語でいうと“passion”？ “enthusiasm”？ “zeal”？
個人的には、“passion”で「情熱」の方がいいと思います。「情熱」という表現も誤解が生じるかもしれない。
また、時間というのは、本人のみでなく、保護司会あるいは対象者との時間もありますので、そのことを意識して「熱意及び時間を有する事」を「職務の遂行に必要な情熱を持ち、かつ時間を共有することができること」などという表現はいかがでしょうか。

未来の保護司について考える⑦

保護司法第3条1項（推薦及び委嘱）の4要件全般について

- ・ 保護司の具備すべき4つの条件があるが、個人的にはとんでもない条件だと思っている。昭和25年に施行されたものだと思うが、要するに金と暇がある奴がやれということで、今の時代に合ったものに変えていただきたいと思っている。
- ・ 熱意は必要だと思うが、あんまり一生懸命になりすぎるのも違うと思う。
- ・ 「絶対に更生させるぞ」というようなことではない。
- ・ 少年であれば親が責任を持っている筈だが、親の手に負えずに罪を犯した者を、赤の他人である保護司が治せるわけではない。
- ・ 私は熱意がないというわけではないが、単なるおじさん、おばさんになりきって、いい話し相手になってやれば良いのではないかと思っている。

未来の保護司について考える⑧

- 保護司としても対象者の質が変わってきていると感じています。そのため多くの行政の方と携わってきたし、医師などとも多くの会議を持ってきた。
- 良いおじさんやおばさんでありながら、それを取り巻く行政と支え合いながら、少し勉強していかなければならないし、今後の10年をどうしていくかを考えている。
- 今は、いろいろ難しい問題が生じてきている。面接をして話しをするだけの時代ではなくなってきた。
- 専門分野の方とどう連携するか、行政の方の意見を聞いたり指導をいただいたりしなければならないのが現状である。

一人でみる夢は夢だけど、
みんなで見ると夢は夢では
ない「現実」になる。

故高野之夫前豊島区長



ありがとうございました

豊島区保護司会 山元俊一



+



o



•

